

○日光市シティプロモーションPRチーム設置要領

(設置)

第1条 市は、市民等と協働して、市民が誇る地域資源を、市外のニーズを踏まえながらプロモーションの視点で選定し、市公式Instagramを活用して継続的に発信することで、日光市及び地域資源に対する市内外の認知拡大・好感度向上を図るため、日光市シティプロモーションPRチーム（以下、「PRチーム」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 PRチームは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 市外への訴求力を考慮しながら、発信する対象・テーマを選定すること。
- (2) 選定した対象・テーマについて取材を行い、市公式Instagram投稿用の記事、素材（写真・動画）を作成し、市に提供すること。
- (3) PRチームの円滑な運営や効果的な活動に向けて、市が開催する会議や研修会等に出席すること。
- (4) PRチームの活動期間末に、市が開催する活動報告会への出席及び開催に向けた対応に協力すること。
- (5) その他市長が必要と認める活動

2 前項各号に掲げる活動の詳細は、別に定める。

(要件)

第3条 PRチームのメンバー（以下「メンバー」という。）の要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に在住又は在勤する18歳以上の者
- (2) 日光市の魅力を市内外に発信する意欲を有する者
- (3) ボランティアとして活動できる者
- (4) 自身のInstagramアカウントを有し、継続的に投稿を行っている者
- (5) 取材、写真撮影、文章作成等に関心があり、市公式Instagram等での発信に協力できる者
- (6) 市が開催する会議、研修会及び活動報告会に参加できる者

2 前項に定めるほか、募集要項において必要な要件を定めることができる。

(募集及び選考)

第4条 メンバーの募集及び選考は、別に定める募集要項により実施する。募集人数も要項において定める。

(任命等)

第5条 市は、前条の規定による応募があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該応募者をメンバーとして任命する。

2 市は、必要に応じ、メンバーであることを示す証明物（任命書、名札、名刺等）を交付することができる。

(活動期間)

第6条 メンバーの活動期間は、原則として、任命された日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(報酬及び費用負担)

第7条 メンバーの活動に対する報酬は、無報酬とする。

2 取材、移動、通信、機材その他PRチームの活動に要する費用は、メンバーの負担とする。ただし、市が実施する研修に係る費用は市の負担とする。

(運営会議)

第8条 PRチームの円滑な運営を図るため、市は、PRチーム運営会議を開催する。

2 運営会議は、メンバー及び秘書広報課で構成する。

3 運営会議の協議内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公式Instagramで発信する対象・テーマの選定に関する事項
- (2) 投稿記事の企画、作成、編集に関する事項
- (3) 年間活動計画の策定に関する事項
- (4) メンバー間の連絡調整に関する事項
- (5) 庁内関係課との連携・協力に関する事項
- (6) 活動報告会に関する事項
- (7) その他、PRチームの活動にあたって必要となる事項

4 運営会議は、原則として月1回程度開催する。

5 市は、必要に応じて、構成員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(研修会)

第9条 市は、PRチームの効果的な活動に向けて、研修会を開催する。

2 研修会の内容は、別に定める。

(活動報告会)

第10条 市は、PRチームの成果について取りまとめるとともに、その内容を対外的に公開し、発信した地域資源に対する外部評価を得るほか、メンバーによる報告の機会を確保するため、活動報告会を開催する。

2 報告会は、メンバー及び秘書広報課に加え、必要に応じて招集する庁内関係課、外部専門家などで構成する。

3 報告会は、PRチームの取り組みを広く周知するため、一般観覧を可能とする。

4 報告会の開催時期は、原則として、メンバーの活動期間終了月の前月とする。

5 報告会の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 活動概要（選定した資源、記事作成経過、Instagramでの発信内容など）

(2) メンバーによる成果報告

(3) 発信した地域資源に対する外部評価の共有

(4) 新たな価値の発掘や企画、磨き上げなどに関する意見交換

(5) 次期活動に向けた意見交換

(6) その他、報告会の内容として必要となる事項

6 その他、報告会の詳細は、別に定める。

(関係課との連携)

第11条 市は、PRチームの活動によって得られた情報（選定した資源、投稿内容、外部評価など）について、庁内の関係課に共有する。

2 市は、関係課への共有にあたり、必要に応じ、メンバーの出席又は意見提供等の協力を求めることができる。

(任命取消)

第12条 市は、メンバーが次の各号のいずれかに該当するときは、当該メンバーの任命を取り消すことができる。

(1) メンバーから退任の申出があったとき。

(2) 第2条に規定する活動ができなくなったとき。

- (3) 第13条に規定する禁止行為を行ったとき
- (4) その他、メンバーとして不適格であると市が認めるとき。

(禁止行為)

第13条 メンバーは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) メンバーの立場を濫用すること。
- (2) 市職員と誤認されるおそれのある言動をすること。
- (3) PRチームの活動と私的又は営利を目的とする活動を混同した言動をすること。
- (4) 取材先、撮影場所、周辺住民その他第三者に迷惑となる行為を行うこと。
- (5) 取材又は掲載の依頼等を前提として、取材先その他第三者から金銭その他の利益を受け、又はこれを要求すること。
- (6) 政治活動、宗教活動又は特定の主義主張の発信を目的とする活動を行うこと。
- (7) 法令又は公序良俗に反する行為を行うこと。
- (8) 第三者の著作権、肖像権、プライバシーその他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為を行うこと。
- (9) PRチームの円滑な運営を妨げること。
- (10) その他、市が不相当と認めること。

(記事、素材の権利及び編集)

第14条 メンバーが作成した記事、素材の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、メンバーから市に提供があったとき、市に移転する。

2 市は、記事、素材に用いられている文言等について、メンバーの同意を得たうえで必要な編集を行うことができる。

3 市は、メンバーが自らのSNSその他の媒体において、提供した記事、素材と同様の内容を発信することを妨げない。

(記事、素材の掲載)

第15条 市は、メンバーが市に提供した記事、素材のうち、適当と認めるものを市公式Instagramに掲載するほか、必要に応じて、市HP、広報紙など他の媒体に活用する。

(守秘義務)

第16条 メンバーは、PRチームの活動を通じて知り得た情報であって、公表されていないものを、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。任期終了後も同様とする。

(免責)

第17条 取材等においてメンバーが負ったけが、第三者に与えた損害等に対して、市は市が加入する損害保険契約の範囲内で補償を行うものとし、その他の損害等に対して市は責任を負わない。

(庶務)

第18条 PRチームに関する庶務は、秘書広報課において処理する。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月17日から適用する。